

自 己 負 担 上 限 額 表

所 得 状 況 等 に よ る 区 分		自 己 負 担 上 限 額 (月 額)	
			重 度 か つ 継 続
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	—
低所得 1	市町村民税が非課税で、保護者の収入が80万9千円以下の世帯	2, 500 円	—
低所得 2	市町村民税が非課税で、上記2つの区分に該当しない世帯	5, 000 円	—
中間所得層1	市町村民税額(所得割)が3万3千円未満の世帯	医療保険の 自己負担限度額	5, 000 円
		5, 000円	
中間所得層2	市町村民税額(所得割)が3万3千円以上 23万5千円未満の世帯	医療保険の 自己負担限度額	10, 000 円
		10, 000円	
一定所得以上	市町村民税額(所得割)が23万5千円以上の世帯	全 額	20, 000 円

注) ①「重度かつ継続」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条第1項第1号に規定する「高額治療継続者」をいう。
②「中間所得層1」及び「中間所得層2」の自己負担上限額は、令和9年3月31日までの間は、下段の額とする。（「重度かつ継続」の場合は除く。）
③「一定所得以上」の「重度かつ継続」の自己負担上限額は、令和9年3月31日までの間は表の額とし、その後については見直しを行う。